

2022年12月号トピックス

仏暦……年 査定官の任命に関する規則、手続き及び条件を定める省令案について

仏暦 2565 (2022) 年民商法典改正法 (第 23 号) 第 1239/1 条パラグラフ 2 により、株主総会に参加した株主が会社の合併に反対し、反対株主から株式を買い取る価格について合意できない場合の査定官の選任に関する規則、手続き及び条件を定める省令を公布すべきこととなっている。よって、この省令を公布する必要がある。重要なポイントは以下のとおりである。

1. 査定官は、独立した立場であり、査定対象の株式、購入する会社及び反対株主との間に直接的または間接的な利害関係がないことが条件である。
2. 査定官は、以下のいずれかの資格を有していなければならない。
 - (1) 会計法に基づいて公認会計士となった者
 - (2) 政府機関、登録された協会、または関連する法律に基づき、以下のように認可または承認、登録された資産の査定を担当する者
 - a) 財産評価の分野で司法省に登録された調停者、
 - b) 司法省に登録された財産評価に関する法廷専門家、
 - c) 証券取引委員会が許可した主要な査定官、
 - d) 証券取引委員会の認可を受けたファイナンシャル・アドバイザー、
 - e) タイ国査定協会およびタイ国不動産査定協会に登録された査定官。
3. 株式の買い手および反対株主は、査定官が下した価格を使用しなければならず、その価格は最終的なものとみなされる。

仏暦……年 株式会社が株主に発行された株券を有する株式を持っている場合における、電子メディアでの総会の招集通知を公告するための規則、手続き、条件を規定する省令案について

仏暦 2565（2022）年民商法改正法第 1175 条パラグラフ 1 により、株式会社が株券を株主に発行している場合において、電子媒体による総会の招集通知の公告に関する規則、手続きおよび条件を定める省令を公布しなければならない。したがって、この省令を公布する必要がある。重要なポイントは以下のとおりである。

1. 会社が株券を発行している場合には、会社は、地元の新聞に掲載する代りに、電子媒体で総会の招集通知を掲載することができる。
2. 電子メディアにおける公告は、一般的にアクセス可能なウェブサイトを通じて投稿することにより行われるものとし、そのウェブサイトの所有権を認証できるものであること。会社のウェブサイト、オンライン新聞のウェブサイトのように便利かつ無制限でアクセスでき、使用することが考慮されなければならない。
3. 掲載内容については、株主に送付したものと同一の文書、または同一の内容であることが必要である。
4. 電子媒体による総会の招集通知の公告は、総会の日まで電子媒体で公告された内容または書面を表示していなければならない。
5. 会社は、掲載日などの詳細とともに、公告掲載の証拠を収集しておく必要がある。